

第29号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号。以下「原発等立地地域振興法」という。）」を「、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号。以下「原発等立地地域振興法」という。）及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）」に改める。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（同意集積区域における県税の課税免除）

第9条 企業立地促進法第9条第1項に規定する同意集積区域内において、法人又は個人が、企業立地促進法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従つて、企業立地促進法第9条第1項に規定する特定事業のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「企業立地促進法省令」という。）第4条に規定する業種に属する事業の用に供するため、企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から起算して5年内に、企業立地促進法省令第3条に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を設置した場合には、当該法人又は個人に対し

ては、次の各号に掲げる県税の課税を免除する。

- (1) 当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課すべき不動産取得税
- (2) 当該対象施設の用に供する構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）に対して課すべき当該構築物の取得の日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合においては当該日の属する年）の4月1日の属する年度以後3年度分の固定資産税

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下「新条例」という。）第9条の規定は、同条に規定する同意集積区域内において、同条に規定する法人又は個人が、平成19年12月20日以後に同条に規定する対象施設を設置した場合について適用する。
- 3 平成19年12月20日からこの条例の施行の日の前日までの間に、前項の規定により新条例第9条の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなった者に係る新条例第13条第1項第3号の規定の適用については、同号中「いずれか遅い納期の末日」とあるのは、「いずれか遅い納期の末日」又は特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（平成20年島根県条例第 号）の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」とする。